徳島大学地域共同インキュベーション研究室利用に関する覚書

　徳島大学研究支援・産官学連携センター長（以下「甲」という。）と大学院○○○○研究部○○（職名）○○○○（氏名）（以下「乙」という。）は、徳島大学地域共同インキュベーション研究室（以下「研究室」という。）の利用について、徳島大学研究支援・産官学連携センター地域共同インキュベーション研究室及びベンチャービジネス育成研究室利用の基本方針（令和３年４月１日徳島大学研究支援・産官学連携センター）に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

（定義）

第１条　本覚書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　　「本研究室」とは、徳島大学地域共同インキュベーション研究室をいう。

（利用の条件）

第２条　本研究室が利用できるのは、平成14年6月14日付け14振環産第12号文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長、大臣官房会計課管財班主査通知「国立大学等の施設を国立大学等の研究成果を活用した事業を行う者に使用許可する場合の取り扱いについて」（以下「研究成果を活用した事業」という。）に規定する条件を満たすもので、次に掲げるものとする。

　（１）実用化共同研究型研究開発：民間機関等との共同研究制度により行う研究開発で、企業と実用化に向けた教員と行う研究

　（２）企業ニーズ育成型研究開発：企業ニーズに基づく徳島大学（以下「本学」という。）との共同研究開発

　（３）ベンチャー育成型研究開発：起業家を目指すため、教員の研究シーズを用い、ベンチャー立ち上げを目的として行う研究

　（４）プロジェクト育成型研究開発：知的クラスター創成事業や学長裁量経費による研究等大学が支援するプロジェクト研究及び研究支援・産官学連携センター推薦プロジェクト研究等の研究開発

（利用期間）

第３条　乙が本研究室を利用できる期間は、利用許可日から３年間とする。ただし、乙の申し出により必要と認めた場合には、１年毎に更新することができるものとし、原則として５年を限度とする。

２　前項の規定による期間の更新は、研究支援・産官学連携センターが１年毎に審査し、更新するものとする。

（法人化の届出）

第４条　乙は、本研究室利用期間に法人化した場合には、別に定める様式により遅滞なく、甲に届け出なければならない。

（搬入機材等の報告）

第５条　乙は、本研究室に搬入機材等がある場合には、研究支援・産官学連携センターが定める「搬入機器等に関する申し合わせ事項」に従い、その名称及び数量、設置期間等を記載した書面を甲に提出し承認を受けるものとする。

（本研究室使用の経費）

第６条　本研究室の利用料金（光熱水料及び共用施設・設備等の利用料金に充当するものとする。）、徴収方法等は別に定めるものとする。

（研修・セミナー等）

第７条　乙は本研究室で行われる起業家養成を目的とした研修・セミナー等に積極的に参加するように努めるものとする。

（経営等の外部専門家の助言）

第８条　甲は、経営、法務、財務等の外部専門家による助言を必要とする乙に対し、株式会社テクノネットワーク四国（以下「四国ＴＬＯ」という。）と協力して指導、助言が受けられるようにする。この場合、別に定める一定時間内の指導・助言は無料とし、それを超えた場合、四国ＴＬＯを仲介して有料で提供するものとする。

（事業報告の提出）

第９条　乙は、毎年１回本研究室が定める時期に、別に定める様式により事業の実施状況を報告しなければならない。

２　乙は、甲が事業の実施状況について中間報告を求めた場合には、別に定める様式により報告しなければならない。

（利用上の制限）

第10条　乙は、使用する物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、使用する物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

（利用の取消）

第11条　甲は、第９条の報告書に基づき委員会で審議の結果、本研究室の目的事業から逸脱したものと判断した場合には、退去勧告ができるものとする。

２　乙は、期間満了前であっても、研究成果を活用した事業に規定する期間が満了した場合には、退去しなければならない。

（原状回復）

第12条　甲が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したとき、乙は、自己の負担で甲の指定する期日までに、原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第13条　乙は、本研究室の施設、設備等をその責に帰する事由により、全部又は一部を滅失又は破損したときは、損害を賠償しなければならない。

（第三者への損害賠償）

第14条　乙は、本研究室において第三者に損害を与えたときは、その損害を負わなければならない。

（協議事項）

第15条　本覚書に関し法令・社会情勢等の変更、その他本研究室について疑義を生じたときは、甲乙協議するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）徳島市南常三島町２丁目１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　徳島大学研究支援・産官学連携センター長

　　　○　○　○　○

　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）徳島市○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　徳島大学○○○○研究部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○（職名）　○　○　○　○